

| 大項目 | 中項目 | 小項目 ² | 日本 ³ | OIE ⁴ | GBR ⁵ |
|----------------------|-------|---|---|--|---|
| 生体牛 (感染率・ 蓄積量) | 侵入リスク | 生体牛の輸入 | <p>輸入規制の概要及び規則(法令)</p> <p>輸入規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>BSEリスク国*からの輸入頭数(年次別、国別)</p> <p>*BSEリスク国: GBR または と評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が 確認されている国</p> <p>BSEリスク国からの輸入牛の処理(処分)状況 (焼却、食肉流通、レンダリング(飼料・肥料用となったか)及び産仔の処理を明記)</p> | <p>{1.2. 感染のおそれがある生体牛の輸入を通じたBSE因子侵入の可能性}</p> <p>1.2.1. 輸入原産国または地域(ゾーン)を記載した表を含む文書 (牛の原産国または地域(ゾーン)の特定、当該国または地域(ゾーン)で飼育 された期間、生存中に飼育されたことのある他の地域も確認しなければならない)</p> <p>1.2.2. 輸入元および量を記載した表を含む文書</p> <p>1.2.3. 原産国または地域(ゾーン)のBSEステータスに関する情報の更新を含めた、 定期的なリスク評価を証明する文書</p> | <p>{1.1. 畜牛の輸入}</p> <p>可能ならば、1980年以降(少なくとも1986年以降)にあらゆる国々から輸入した 生体牛全個体に関する情報</p> <p>エクセルシート1(畜牛に関する生データ): BSE リスク国*から輸入した牛の頭数に関する情報(原産国及び輸入年別)</p> <p>*BSEリスク国: GBR または と評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が 確認されている国</p> <p>エクセルシート2(畜牛に関する最終データ): レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛、及び国内牛のBSE因子への 曝露要因となった可能性のある牛の頭数</p> <p>{1.2. 畜牛の輸出}</p> <p>輸出した牛の種類に関する情報</p> |
| | | 肉骨粉の輸入 | <p>輸入規制の概要及び規則(法令)</p> <p>輸入規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>BSEリスク国からの輸入量(年次別、国別、畜種別)</p> <p>BSEリスク国からの肉骨粉の処理(処分)状況 (焼却、流通、レンダリング(飼料・肥料用となったか)を明記)</p> | <p>{1.1. 肉骨粉または獣脂かすの輸入を通じたBSE因子侵入の可能性}</p> <p>1.1.1. 肉骨粉又は獣脂かすを含む飼料が輸入されなかったことを裏付ける文書 もしくは</p> <p>1.1.2. 過去8年間の肉骨粉、獣脂かすを含む飼料の原産国からの年間輸入量</p> <p>1.1.3. 輸入された肉骨粉、獣脂かすを含む飼料の原料となる動物種を記載した文書</p> <p>1.1.4. 肉骨粉、獣脂かすを含む飼料を作る際に、レンダリング工程がBSE因子を 不活化できた、あるいはその力価を顕著に減らした理由を裏付ける 原産国の獣医当局の文書</p> | <p>{1.3.MBM(肉粉、骨粉、及び獣脂かす)の輸入}</p> <p>可能ならば、1980年以降(少なくとも1986年以降)にあらゆる国々から輸入した MBMに関する情報</p> <p>エクセルシート3(MBMに関する生データ): BSEリスク国からのMBM輸入量に関する情報(原産国及び輸入年別)</p> <p>エクセルシート4(MBMに関する最終データ): 畜牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できないMBMのトン数</p> <p>{1.4 MBMの輸出}</p> <p>輸出したMBMの種類及び組成に関する情報</p> |
| | | その他感染のおそれ のある牛由来製品の輸入 (動物性油脂の輸入を 含む) | <p>BSEリスク国からの動物性油脂の輸入量 (年次別、国別、畜種別(あるいは油脂の定義別(タロー、グリース等))、用途別)</p> <p>動物性油脂の輸入規制の概要及び規則(法令)</p> <p>動物性油脂の輸入規制の実施主体及び遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> | <p>{1.3 感染のおそれがある牛由来製品の輸入を通じたBSE因子侵入の可能性}</p> <p>1.3.1 輸入原産国または地域(ゾーン)を記載した表を含む文書 (牛の原産国または地域(ゾーン)の特定、当該国または地域(ゾーン)で飼育 された期間、生存中に飼育されたことのある他の地域も確認しなければならない)</p> <p>1.3.2. 輸入元および量を記載した表</p> <p>1.3.3. 原産国または地域(ゾーン)のBSEステータスに関する情報の更新を含めた、 定期的なリスク評価を証明する文書</p> | |
| | | 国または地域(ゾーン) のBSE履歴 | <p>BSE発生頭数の推移</p> <p>推定される有病率及び推定手法</p> | <p>{4.国または地域(ゾーン)のBSE履歴}</p> <p>4.1. 国または地域(ゾーン)でこれまでにBSE患者の診断がされたかを示す文書</p> <p>BSE陽性牛が発見された場合</p> <p>4.2. 国または地域(ゾーン)ごとのBSE患者に関する文書 (出生日および出生場所を示す)</p> <p>4.3. 以下を証明する文書: 患者および臨床症状の発現した雌牛から症状発現前後2年以内に生まれた 全ての子牛ならびに 生後1年間BSE患者とともに肥育され、当該期間中に汚染の可能性のある飼料を 給餌されたことが検査で証明された全ての牛 または 検査結果が不確実な場合、患者と同じ農場で生まれた牛及び 患者の生後12ヵ月以内に生まれた全ての牛</p> <p>国または地域(ゾーン)の中で生存している場合は、恒久的に確認を行い、移動は制限されてい ること。また、と畜または死亡した場合には完全に廃棄処分されていること。</p> | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 ² | 日本 ³ | OIE ⁴ | GBR ⁵ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|---|---|------------------|---|-----------|-----|--------|------------|-------|-------|---------------|-------|-------|------------|-------|-------|---------------|-------|-------|--------------|-------|-------|------------|-------|-------|---------------|-------|-------|--------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| 生体牛 (感染率・ 蓄積量) | 暴露・増幅 リスク | 飼料規制 | 飼料給与規制(原料の規制、表示)の概要及び規則(法令) | | <p>2.1.4 飼料に関する規制 フィードバン:国内に公的なフィードバンが存在するか?</p> <table border="1" data-bbox="2107 252 2611 472"> <thead> <tr> <th>フィードバンの種類</th> <th>採択日</th> <th>規制の開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛に対する BMBM</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>反芻動物に対する BMBM</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>牛に対する RBMB</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>反芻動物に対する RBMB</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>全家畜に対する RBMB</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>牛に対する MMBM</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>反芻動物に対する MMBM</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>全家畜に対する MMBM</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>その他 詳細を記述</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>* BMBM = 牛の MBM、* RBMB = 反芻動物の MBM、* MMBM = 哺乳動物の MBM</p> | フィードバンの種類 | 採択日 | 規制の開始日 | 牛に対する BMBM | _____ | _____ | 反芻動物に対する BMBM | _____ | _____ | 牛に対する RBMB | _____ | _____ | 反芻動物に対する RBMB | _____ | _____ | 全家畜に対する RBMB | _____ | _____ | 牛に対する MMBM | _____ | _____ | 反芻動物に対する MMBM | _____ | _____ | 全家畜に対する MMBM | _____ | _____ | その他 詳細を記述 | _____ | _____ |
| | | フィードバンの種類 | 採択日 | 規制の開始日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 牛に対する BMBM | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反芻動物に対する BMBM | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牛に対する RBMB | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反芻動物に対する RBMB | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全家畜に対する RBMB | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牛に対する MMBM | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反芻動物に対する MMBM | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全家畜に対する MMBM | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 詳細を記述 | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遵守状況と交差汚染の可能性 | <p>{飼養形態}</p> <p>用途別の主要な飼料給与方法 (例:乳牛 - 6ヶ月齢まで代用乳、その後粗飼料中心等)</p> <p>牛と豚・鶏の混合飼養の有無/飼養牛全体に占める混合飼養牛の割合</p> <p>{飼料製造施設の基本情報}</p> <p>飼料製造施設数と分布(製品の種類別、地域別)</p> <p>飼料生産量(原料由来畜種別、用途畜種別、種類別)</p> <p>肉骨粉の用途別使用量(原料由来畜種別、用途畜種別)</p> <p>{規制の実施主体及び遵守状況}</p> <p>飼料給与規制の実施主体及び遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>飼料製造流通規制 (原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策(製造工程分離等))</p> <p>飼料製造流通規制の実施主体及び遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> | <p>{1.5. 牛由来肉骨粉または獣脂かすの消費を通してBSE因子に暴露する可能性}</p> <p>1.5.1. 輸入肉骨粉および獣脂かすの使用内容(給餌した動物種を含む)</p> <p>1.5.2. 国内の牛から製造された肉骨粉および獣脂かすを原料とするものの使用内容(給餌した動物種を含む)</p> <p>1.5.3. 製造・輸送・貯蔵・給餌の間の交差汚染リスクを含む、肉骨粉および獣脂かすなどの牛用飼料の交差汚染のコントロールに用いられる手段に関する文書</p> <p>1.5.4. 反芻動物への肉骨粉および獣脂かすの給餌禁止に関連した牛原料を加工するレンダリング工場及びフィードミルでの監査所見に関する情報(加工工場数、監査対象となった工場数、違反工場数など)</p> <p>1.5.5. 違反行為の詳細およびその解決方法を記載した違反工場に関する文書</p> <p>1.5.6. 上記2つの表に示された所見を考慮して、牛由来の肉骨粉または獣脂かすを給餌されてもBSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える理由を説明する文書</p> <p>1.5.7. 他の動物種用の肉骨粉および獣脂かすが牛用飼料への交差汚染を招く可能性がある畜産業務(多種肥育農家)の内容</p> | <p>2.3.2. 牛と豚/家禽/馬の混合飼育 ・乳牛飼育を本業とし、自家用又は副業として家禽、豚、馬を飼育する農場の数 ・牛と反芻動物以外の家畜(豚、家きん)の頭数及び割合(5年毎)</p> <p>2.1.1. 牛用飼料の組成 可能な限り、1980年から現在までの、乳牛・子牛及び乳牛以外の牛の消費した飼料の組成</p> <p>2.1.2. 【表】 飼料生産施設の種類の別に見た各期における国内の稼働施設数(年次別 5年毎)</p> <p>2.1.3. 【表】 飼料生産施設の種類の別、飼料の種類、時期別に見た国内の飼料産業の出荷量(トン)(年次別 5年毎)</p> <p>2.1.5. MBMによる牛用飼料の交差汚染防止策の概要 フィードバンを強化するために用いられた付加的な管理手段について記載(対策措置、監査結果、実施日、法的根拠の詳細など)</p> <p>2.1.6. MBM 又は乳以外の動物蛋白質全般による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定危険部位(SRM)の利用(レンダリング) | <p>{基本情報}</p> <p>レンダリング施設数、分布、生産量 ・処理対象畜種(反芻動物か否か)別 ・製造方法別(専用施設、ラインの分離の有無等の交差汚染の観点からの分類) ・レンダリング処理方法(圧力・温度・時間・連続処理/バッチ処理等)別</p> <p>{死廃牛の処理}</p> <p>レンダリング規制の概要及び規則(法令)</p> <p>レンダリング規制の実施主体及び遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>{農場で死亡した反芻動物の処分}</p> <p>規制の概要及び規則(法令)</p> <p>{特定危険部位(SRM)の取扱い}</p> <p>SRMの定義及び経時的なSRMの定義の変遷</p> <p>SRMの利用実態(用途別割合、飼料用の場合は畜種別)</p> <p>SRMの処理方法</p> | <p>{1.4. 牛の枝肉、副産物、と畜場廃棄物の由来、レンダリング行程のパラメータ、牛用飼料の製造方法}</p> <p>1.4.1 人間の食用に適さない死亡牛および原料の回収及び廃棄を記載している文書</p> <p>1.4.2 と畜時または死亡時の年齢を含む輸入牛の履歴を記載した表を含む文書</p> <p>1.4.3 特定危険部位の定義と、処理方法を記載した文書(必要に応じて)</p> <p>1.4.4 肉骨粉および獣脂かすを製造するためのレンダリング行程ならびにパラメータを記載した文書</p> <p>1.4.5 飼料の製造方法(原料の詳細を含む)、飼料中に使用した肉骨粉の含量、単胃用動物飼料に用いられる原料と牛用飼料との交差汚染を防ぐ手段を記載した文書</p> <p>1.4.6. 輸入牛製品の最終用途および廃棄物処理を記載している文書</p> <p>1.4.7 上記のモニタリング及び実施について記載している文書</p> <p>{1.5. 牛由来肉骨粉または獣脂かすの消費を通してBSE因子に暴露する可能性}</p> <p>1.5.4. 反芻動物への肉骨粉および獣脂かすの給餌禁止に関連した、牛原料を加工するレンダリング工場及びフィードミルでの監査所見に関する情報</p> <p>1.5.5. 違反行為の詳細およびその解決方法を記載した違反工場に関する文書</p> | <p>{レンダリングの構造}</p> <p>2.2.1. 【表】 加工処理する原材料の種類及び生産量と、時期別に見たレンダリング施設数(5年毎) 交差汚染防止対策について記載すること</p> <p>2.2.2. 【表】レンダリング施設の種類、処理工程の種類、処理条件、生産物の用途別に見た各期の国内のレンダリング産業の生産状況(出荷量)(メートルトン)</p> <p>2.2.4. 特定危険部位(SRM)及び死廃牛</p> <p>国内におけるSRM及び死廃牛由来原材料(農場で死亡/屠殺した個体、到着時死亡個体、生体検査で処分決定が下された個体)又は剖検で処分決定が下された牛原材料の処理について説明すること</p> <p>【表】牛の脳、せき髄、せき柱 及び死廃牛の利用 時期別、処理工程別に見た、畜牛及び死廃牛の脳及びせき髄のレンダリング</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牛以外の動物のTSE発生状況 | <p>{牛以外の反芻動物のTSEの発生状況}</p> <p>疾病名及び畜種別発生頭数の推移</p> <p>国内防疫規制の概要</p> <p>当該動物の処理(処分)状況</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 ² | 日本 ³ | OIE ⁴ | GBR ⁵ | |
|----------------------|------------------|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 生体牛 (感染率・ 蓄積量) | サーベイラ ンスによる検証 | 母集団の構造 | {家畜(反芻動物)の飼養実態} 飼養頭数(畜種別、用途別、雌雄別、年齢別、地域別) と畜頭数(用途別、年齢別、平均と畜月齢) | | 2.3.1. 牛母集団に関する主要データ 【表】(1980年から5年毎) ・頭数:全年齢 24ヵ月齢以下 24ヵ月齢より上(雄:肉牛/種畜牛 雌:肉牛/乳牛/種畜牛) ・年齢(と畜時平均年齢) 用途が2つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。 さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜情報を添付すること | |
| | | サーベイランス | {サーベイランス制度の概要及び規則(法令)} 制度の概要 ・実施対象についての定義 (疫学的疑似患者、臨床的疑似患者、通常と畜牛、リスク牛等) ・カテゴリー別の飼養頭数(母数) ・サーベイランス計画の策定根拠(考え方) ・疑似患者に対する規制 BSE関連規則 サーベイランスの実施主体 {サーベイランスの成績(受動的/能動的サーベイランスに分けて記載)} 実施頭数及び結果 実施期間 | {3.BSEサーベイランスおよびモニタリングシステム} 3.1. 採取された試料が国または地域(ゾーン)で牛集団の分布を代表することを示す文書 3.2. 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法および各方法の割合 (個体識別、齒列、指定される他の方法)を示す文書 3.3. 第3.8.4.2条1号 ⁶ に記載された臨床症状を発現した牛を確実に検出するための 条項を含めた、第3.8.4.2条の牛の群から試料を抽出する手段および手順を示す 文書 3.4. 本規約の前条項に従って前年に提出した試料の数と比較して 第3.8.4.2条1号を満たす動物数、および予想される差についての説明文書 3.5. 第3.8.4.2条1号の定義に基づいて通知され、臨床的に疑われる全ての牛に 関する文書 3.6. 第3.8.4.2条および第3.8.4.4 ⁷ 条に記載された、国または地域(ゾーン)に該当する 対象地点の数および当該BSEサーベイランス要件を満たすことを示す 以下の表に基づく文書 【表】 BSEサーベイランス集計表 ・検査月齢(実施年ごとに記入) ・サーベイランス対象群 (通常の食肉処理、死亡牛、不慮の事故によると畜、臨床的に疑われる牛) (上記の対象群それぞれに対し、試料・場所) | 2.4. BSEサーベイランス 【表】30ヵ月齢を超える牛の TSE 検査 1990年から1年毎の、のカテゴリの頭数、陽性数を記載 (1) BSE個体の殺処分: 出生及び育成コホート、BSE 症例の仔、BSE 感染群の個体 (2) 健常と畜個体: ヒトの食用として普通にと畜した個体、及び BSE 以外の 疾患撲滅キャンペーンでと畜された、臨床的徴候の認められない個体 (3) 死廃牛: 農場での飼育時もしくは輸送時に死亡又は屠殺した個体で、 ヒトの食用とはならず、疾患流行のために屠殺したのでもない個体 (4) 事故・障害によると殺個体 (5) 疑い例: 臨床的に BSE の疑いがあるTSEとして報告された個体 各カテゴリーの詳細な定義については、付属文書 3.8.4 (OIE 陸生動物衛生規約) を参照のこと | |
| | | サンプリング | 実施範囲(地理的分布状況) 陽性牛の処理(処分)方法 | | | |
| | | 採材 | {検査手法} 検査材料採取方法(採取主体を含むこと)及びガイドライン | | | |
| | | 検査方法 | {検査手法} 一次検査から確定診断までの一連の流れ 検査手法(一次検査、確認検査) 検査施設(一次検査、確認検査) | {2.3. サーベイランスシステムの枠組みの範囲内で採取した脳または他の組織の認可検査室で の検査} 2.3.1. 国または地域(ゾーン)からの牛組織試料について、BSE検査を実施する 認可検査室に関する文書 (国外に検査室が存在する場合、委託契約に関する情報が提出されなければ ならない) 2.3.2. 使用された診断手順および方法を示す文書 2.3.3. 診断手順および方法がサーベイランス期間を通して適用された文書 | 2.4. BSE サーベイランス ・BSE 疑い例の検査方法(過去及び現在) ・BSE 症例の確定基準(過去及び現在) | |
| | | 判定のための専門家会議 | 確認検査の判定体制(判定者の専門性及び人数を明記) | | | |
| | | BSE認知(awareness)プ ログラム | | {2.1. BSE認知プログラム} 2.1.1. BSE認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域 2.1.2. BSE認知プログラムに関与している人数及び職業 (獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員など) 2.1.3. BSE認知プログラムに用いられる資料の種類 (説明書、裏付け文書、その他の教材) 2.1.4. 緊急時の対策に関する文書 | 2.4. BSE サーベイランス 届出について ・ BSEが正式に法定伝染病に指定された日付 ・ 届出義務のある BSE 疑い例の基準に関する説明と、その設定の経緯について ・ 届出を確実に履行する/義務づけるための措置 (その設定の経緯を含む詳細な説明を添付) ・ 認知教育・研修:(ありの場合 開始時期) ・ 症例に対する補償(ありの場合 開始時期 補償金額) - BSE 疑い例(ありの場合補償金額) - BSE に関連して殺処分された個体:(ありの場合補償金額) ・ 調査対象に該当する個体(死廃牛、臨床的疑い例)を報告した場合の報償金など ・ 研修を受けた検査スタッフ:(開始時期、場所) ・ その他(具体的に) | |
| | | BSE様症状を呈する すべての牛の調査 および届出義務 | | {2.2. 報告義務および調査} 2.2.1 報告の公表日および実行に関する文書 (報告義務の推進策および疑い牛を報告しなかった場合の罰則の概要を含む) 2.2.2 疑いのある牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査 | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 ² | 日本 ³ | OIE ⁴ | GBR ⁵ |
|-----------------------|----------------|---------------------|---|------------------|--|
| 牛肉及び牛の内臓 (汚染率・汚染量) | と畜対象 | トレーサビリティ (月齢確認) | <p>個体識別規制の概要及び規則(法令)</p> <p>個体識別のための登録項目 (例:農場名、生年月日、耳標番号、移動、飼料給与履歴等)</p> <p>個体識別規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>個体識別以外の方法による月齢確認方法</p> | | <p>2.3.3. 畜牛の識別及びトレーサビリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> そのシステムを導入してどのくらいになるか、 農場における畜牛識別の責任者は誰か、 指導を行うのは誰か、 可能ならば遵守状況に関する数字を提示 (動物管理局によるスポット検査、妥当性検査など) 輸入牛及び国産牛の移動追跡システムの詳細について、 畜牛の移動に関するデータベースの構造及び保守管理について、 牛母集団の登録システムが実施されている場合には、その詳細、 登録には個体ごとの記録が含まれているか、 BSE 検査結果がデータベースに記録されているか、 |
| | | と畜頭数(年齢、品種) | <p>と畜場・食肉処理場に関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規則の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>規模別と畜場数・食肉処理場数 (全数、規模(1日当たりのと畜頭数)、シフト数(1日あたり)、分布)</p> <p>年齢、区分ごとのと畜頭数</p> | | 2.2.3. 【表】ヒトの食用にと畜した牛の平均年間と畜頭数(30ヵ月齢以上、以下) |
| | と畜処理の 各プロセス | と畜前検査 (高リスク牛の排除) | <p>と畜場・食肉処理場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート</p> <ul style="list-style-type: none"> 食肉検査官、獣医官について と畜場における食肉検査官、獣医官の数 資格 役割、権限 作業の各段階における食肉検査官、獣医官の配置状況 食肉検査官、獣医官の教育、訓練体制 (BSE関連のプログラムの内容、実施時期について明記) <p>と畜検査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連文書 と畜前検査におけるハイリスク牛の診断基準 | | |
| | | と畜場でのBSE検査 | <p>と畜場における牛の月齢の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> BSE検査実施要領 と畜場における検査材料採取要領 検査方法 <ul style="list-style-type: none"> -と畜場で使用されている検査方法(一次検査) -確認検査方法 <p>BSE検査結果(と畜場における年齢、区分毎の検査頭数)</p> | | |
| | | スタンニングの方法 | <p>牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数 (使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か) スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数 | | |
| | | ピッシング | <p>ピッシングに関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>ピッシングを行っていると畜場数</p> | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 ² | 日本 ³ | OIE ⁴ | GBR ⁵ |
|-------------------|-------------|--------------------------|--|------------------|------------------|
| 牛肉及び牛の内臓(汚染率・汚染量) | と畜処理の各プロセス | SRMの除去(せき髄除去と枝肉洗浄後の確認) | (と畜場) 解体処理について(規制の概要及び規則(法令)、施設の遵守状況、関連文書等) ・鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収しているか ・背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか ・背割り後、せき柱中のせき髄を金属性器具を用いて除去しているか ・せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか ・と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか ・背割りを行っていないと畜場数、その際の処理解体方法の内容 ・背割りを正中線からずらすような指導を行っているか ・背割りにせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか SRMの処理に関する規制の概要及び規則(法令) ・SRMはと畜場内若しくはその他の場所で処理されているのか ・SRMはどのような方法で処理されているか (食肉処理場) せき柱の取扱について ・せき柱の除去手法について明記 ・せき柱の処理方法について明記 | | |
| | | SSOP, HACCPに基づく管理(遵守の検証) | SSOP及びHACCPに関する規制の概要及び規則(法令) 規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応) 代表的なSSOPとHACCPの見本 ・BSE対策に関するCCPを明記 ・と畜場におけるSSOP及びHACCP導入率 | | |
| | 食肉等のリスク | 食肉及び機械回収肉(MRM) | 機械的回収肉(MRM)に関する規制の概要及び規則(法令) 規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応) | | |
| | | 内臓 | 内臓に関する規制の概要及び規則(法令)、施設の遵守状況、関連文書等 ・施設において、扁桃(口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃)はいつ、どこでどのように除去されているのか ・と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか ・施設において、回腸連部位はいつ、どこで、どのように除去されているのか ・と畜検査員は回腸連部位が除去されていることを確認しているか 内臓の取り扱いに関するマニュアル、SSOP等 | | |
| その他 | 輸出のための付加的要件 | 我が国に輸出するための付加的要件とその遵守状況 | | | |

1 質問項目...各評価機関において、表現ぶり等が一致していないため、別項目になっているものもある。

2 小項目...日本、米国・カナダのリスク評価書の項目に沿って項目出ししたものに、OIE、EFSA GBRの評価項目を加えて作成。

3 日本:今までのリスク評価で考慮した項目をもとに、必要と思われる項目を盛り込み作成。

4 OIE:BSEのステータス認定に関する質問、2005年12月版 (http://www.oie.int/download/Doc/OIE/A_BSEquest.pdf)より作成。

5 GBR:生物学的危害原因物質に関する科学パネルによる地理的BSEリスク(GBR)評価手法の改訂に関する意見書 付属文書 任意の国または地域のEFSA地理的BSEリスク(GBR)評価に必要な情報を提示するための質問書 (http://www.efsa.europa.eu/etc/medialib/efsa/science/biohaz/biohaz_opinions/ej463_gbr_methodology.Par.0001.File.dat/biohaz_op_ej463_gbr_revision_annex3_en.pdf)より作成。

6 OIE BSEコード(2006年)第3.8.4.2条(BSEサーベイランス基準)牛群に係る説明

- 1) BSE様の行動または臨床症状(臨床的に疑わしい症状)を呈している30ヶ月齢を超える牛、難治な疾病に罹患している牛、興奮、搾乳時における持続的なキッキングのような進行性の行動上の変化、牛群内における上下関係(hierarchical status)の変化、扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇及び感染の兆候を有さない進行性の神経症状を示している牛は、検査の対象となる。
- 2) 歩行困難、横臥状態、補助なしでは歩行及び起立することができない130ヶ月齢を超えた牛; 切迫と殺に仕向けられ、またはと畜前検査で廃用となった30ヶ月齢を超えた牛(事故死牛、切迫と殺牛またはダウナー牛)
- 3) 農場段階、輸送途上または食肉処理場での死亡が認められる30ヶ月齢を超える牛(fallen stock)
- 4) 通常と畜で36ヶ月齢を超える牛

7 OIE BSEコード(2006年)第3.8.4.4条

目標ポイントの選択及び採取されたサンプルの評価ポイントの決定について説明。